

一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県一関市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、岩手県内の介護老人保健施設（以下「施設」という。）並びに関係者相互の連携協力により、高齢者ケアに関する調査研究、普及啓発等の各種事業を行い、高齢者の尊厳の保持のもとに住み慣れた地域で安心できる高齢者社会の実現に向けて、施設のさらなる発展と使命遂行により、県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 施設におけるサービスの質の確保、向上に関する調査、研究及び指導
- (2) 施設の管理運営の適正化及び経営安定に関する調査、研究及び支援
- (3) 施設に係わる保健・医療・福祉関係者の連携による、研修、研究及び支援
- (4) 行政その他関係機関、関係団体との連携、連絡、調整に関する事業
- (5) 機関紙その他施設に関する刊行物の発行
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(種 別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した施設の代表者（代表者はその施設の開設者又は管理者とする。但し、特段の事情のある場合は当該開設者が指定する者も可とする。）
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した知事の許可を受けて施設を開設しようとする者（知事が施設の開設者として認定した者を含む。）又は当該施設の開設準備責任者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため、入会した団体又は個人

2 前項の会員の内、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員、準会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、その可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費（以下「会費等」

という。)として、社員総会において別に定める会費等を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき
- (7) 当該会員が第5条第1項の条件を満たさなくなったとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって、その会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により、会員を除名するときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会（以下「定時総会」という。）及び臨時社員総会（以下「臨時総会」という。）の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正社員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事会にあったとき

(召集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。

2 議決権の10分の1以上を有する正社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の召集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、2週間以内に社員総会を召集しなければならない。

4 社員総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会の決議により出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第16条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 社員総会における議決事項は、第14条第4項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することが

できる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前2条（第18条及び第19条）の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会（以下「総会」という。）において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名する。

第5章 役員等

（種類及び定数）

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上12人以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事の内、1名を代表理事（以下「会長」という。）とし、副代表理事（以下「副会長」という。）を2名以内置く。
- 3 会長以外の理事のうち、副会長を法人法上の業務執行理事とする。

（選任等）

第22条 理事及び監事は総会の決議によって各々選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事の選任に当たっては、県内の9圏域（別表2で定める定数）から推薦された候補者を総会において選任する。
- 4 監事の選任に当たっては、県全域から推薦された候補者を総会において選任する。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び会長以外の業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- 2 この法人の業務及び財産の状況並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。
- 3 監事は総会及び理事会に出席し、必要があるときは意見をのべること。
- 4 監事は、いつでも理事及び職員等に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 5 前項の規定による監査の結果、この法人の業務または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、遅滞なく、これを総会及び理事会に報告しなければならない。
- 6 前項の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- 7 その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時総会の終結の

時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 法人法第63条第2項の規定により、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 4 役員は、第21条第1項で定めた役員の定数が足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第28条 この法人は、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、多年会長の職にあつて、この法人に顕著な功労あるものを総会の承認を経て理事会において選任する。
- 3 顧問及び参与は、この法人に功労ある者又は学識経験ある者の中から理事会において選任する。
- 4 名誉会長、顧問及び参与の任期は、役員の任期と同じとする。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。
- 6 前項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びに変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長及び副会長並びに理事の選定及び解任

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会又は臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき
- (3) 第24条第6項の規定により、監事から召集の請求があったとき

(召 集)

第32条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第2号又は第3号の規定により招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会については、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び理事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画、収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間供え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(剰余金)

第40条 この法人は、決算上剰余金を生じたときは、これを会員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会及び部会

(委員会)

第45条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決により委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査、研究し、又は事業を遂行する。

3 委員会には、委員長1名、その他の委員を数名置く。

4 委員会の委員は、会員または会員施設職員及び学識経験者等のうちから理事会の議決により選任する。

5 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

(部会)

第46条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決により、部会を設けることができる。

2 部会は、その目的とする事項について調査、研究し、又は事業を遂行する。

3 部会には、部会長1名、会員または会員施設職員を数名置く。

4 部会長その他の役員は、部会で選任する。

5 部会の組織及び運営に関して必要な事項は部会で別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 この法人は、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

(第48条) 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立時の役員は、第22条の規定にかかわらず次のとおりとする。

理事（代表理事）	木川田典彌				
理事（副代表理事）	岩淵 國人	山岡 豊			
理事	西島 康之	西谷 巖	木村 宗孝	鎌田 広基	
	橋本 信夫	金子 克	長澤 茂		
監事	橋本 幸徳	兼田紀美子			

- 4 この法人の最初の理事及び監事の任期は、第25条の規定にかかわらず、就任後1年以内の最終の事業年度に関する定時総会の時までとする。
- 5 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。
- 6 この法人の設立時の社員は、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

設立時社員 住所 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越190番地
 氏名 木川田典彌

設立時社員 住所 岩手県奥州市水沢区東大通り一丁目8番4号
 氏名 岩淵 國人

設立時社員 住所 岩手県北上市中野町二丁目28番22号
 氏名 山岡 豊

- 7 この法人の設立時の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず別表1のとおりとする。

別表1 設立当初の入会金及び会費

会員の種別	入会金	会 費 (年)		
正会員	0円	会員施設	施設割	1施設 30,000円
		会員施設	入所定員割	1人 500円
準会員 (個人)	0円			1人 10,000円
準会員 (団体)	0円			1団体 30,000円
賛助会員	0円			一口10,000円 (一口以上)

別表2 (第22条第3項関係)

圏 域 名	定 数
気仙・釜石	1
胆 江	1
花巻・北上	2
二 戸	1
岩 手	1
紫波・遠野	1
盛 岡	1
宮 古	1
両 磐	1

以上、一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年3月18日

設立時社員 木川田 典彌

設立時社員 岩淵 國人

設立時社員 山岡 豊